

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学(以下「本学」という。)が設置する各研究所(プロジェクト研究所を含む。以下「研究所」という。)に、本学の研究活動の進展に寄与すると認められる研究者等を研究所客員教授(以下「客員教授」という。)として受け入れるために必要な事項を定める。

(資格)

第2条 客員教授は、研究者、学識経験者又は実務経験者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、客員教授として本学の他の研究所において既に任用されている者を除く。

- (1) 研究所の共同研究者
- (2) 国際交流協定に基づく交換研究員
- (3) 本学が招へいした研究者
- (4) 前3号に準ずる身分で本学において研究を行う者

(任用)

第3条 客員教授の任用は、研究所の推薦に基づき、評議会及び理事会の議を経て学長がこれを行う。

(待遇)

第4条 客員教授の待遇は、次のとおりとする。

- (1) 客員教授には、本学の業務への寄与義務はない。
- (2) 客員教授には、原則として給与を支給しない。ただし、外部研究資金による給与は、この限りでない。
- (3) 客員教授の研究費は、外部研究資金を使用することができる。
- (4) 客員教授は、本学の諸施設の利用に関する便宜、刊行物受贈等の礼遇を受けることができる。

(業務参加)

第5条 前条の規定にかかわらず、客員教授に対する本学の他の規程による業務参加要請又は報酬支給は、これを妨げない。

2 客員教授が本学の講義等を担当する場合は、教授会又は研究科委員会の議を経て、評議会又は大学院委員会の承認を得るものとする。

(任用期間)

第6条 客員教授の任用期間は、1年以内とする。

2 客員教授は、再任されることができる。ただし、その在任期間は、当初の任用の時から5年を超えることができない。

(解任)

第7条 客員教授が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 研究を継続することが著しく困難であると認められるとき。
- (2) 本学の名誉を著しく傷つける行為があったとき。
- (3) 前2号に準ずる事由があるとき。

2 客員教授の解任は、評議会及び理事会の議を経て学長がこれを行う。

(事務)

第8条 客員教授に関する事務は、これを受け入れた研究所が行う。

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、学長室が所管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成19年8月2日から施行する。